

# 第二回笠松町議会定例会開会

第二回笠松町議会定例会が六月十一日から二十一日まで開かれ、地域インターネット基盤施設整備工事請負契約の締結のほか、平成十四年度一般会計補正予算など十三議案が原案どおり可決されました。

専決処分の承認について

・笠松町税条例の一部を改正する条例

地方税法の一部改正に伴う個人町民税の非課税限度額の引き上げ(扶養親族一人につき加算する額を四万円引き上げ)の実施、株式等に係る譲渡所得等に係る個人町民税の課税の特例の期間延長、固定資産課税台帳の閲覧制度創設に伴う手数料の規定など。

・補正予算

平成十三年度一般会計

霊柩車・墓地使用料の基金への積み立て十四万八千円の増額補正。

平成十三年度下水道事業特別会計補正予算

平成十三年度の木曾川右岸流域下水道維持管理負担金の確定に伴う百十九万七千円の増額補正。

笠松町固定資産評価審査委員会委員の選任同意について

七月二十日に任期満了となる宮崎貴氏(米野五五三番地)

を引き続き委員として選任することに同意されました。

羽島郡四町教育委員会委員の選任同意について

七月二十四日に任期満了となる横井孝之氏の後任委員として尾関幸司氏(川島町河田町二四五番地一)を選任することに同意されました。

笠松町葬儀自動車購入基金条例等の一部を改正する条例について

預金保険法および農水産業協同組合貯金保険法の一部改正に伴い、ペイオフ対策の一環として、万一の際に預金債権と地方債債務を相殺するため葬儀自動車購入基金ほか十一の基金条例に目的外の取崩しに関する条文を追加するなど規定整備をするもの。

笠松町小学校及び中学校の設置に関する条例及び笠松町体

育施設条例の一部を改正する条例について

笠松勤労者体育センターの松枝小学校屋内運動場への移行、および松枝小学校屋内運動場の体育施設への移行に伴い、所要の規定整備を行うもので、七月から改修され九月

から勤労者体育センターは松枝小学校の体育館として松枝小学校屋内運動場は「南体育館」という名称の体育施設として活用されます。

笠松町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について

農林漁業団体職員共済組合法等の改廃に伴い、条文整理するもの。

笠松町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について

消防団員等公務災害補償等責任共済に関する法律施行令

の一部改正に伴い、これに準じて退職報償金を引き上げるもの。

笠松町地域インターネット基盤施設整備工事請負契約の締結について

契約金額

一億四百七十九万円

契約の相手方

中部事務機 株式会社

庁舎および公共施設にLANを敷設し、インターネット施設を配備するもの。

補正予算

平成十四年度一般会計

国庫補助配分枠拡大に伴う前倒しによる街路事業費八千五百九十五万五千円、地域インターネット基盤施設整備に対応した備品整備費二千九百十八万円、図書システム導入に係る経費一千四百七十七万四千円のほか、保育所施設および公民館施設改修の経費六百六十八万八千円、地区集会所改修補助二百三十三万三千円など総額一億五千六百五十八万九千円を増額補正するもの。

平成十四年度老人保健特別会計

平成十三年度の事業費精算に伴い、国・県および支基金への返還金六百八十四万七千円および一般会計繰出金五千五百八十七万一千円、総額六千二百七十一万八千円増額補正するもの。

平成十四年度下水道事業特別会計

平成十四年度の人事異動に伴い総額三百四十六万円増額補正するもの。

(追加議案)

笠松町議会議員定数条例について

地方自治法の一部改正に伴い、議員定数は条例で定めることとなったことによる制事で、定数については変更なしで十四人とするもの。

(意見書)

郵便局ネットワークの堅持に関する意見書

なお、有事法制三法案に反対する意見書の採択を求め、請願書については、不採択となりました。